

公募型プロポーザル方式に係る手続の開始

次のとおり公募型プロポーザル方式に係る手続を開始します。

令和7年4月1日

山口県知事 村岡 嗣 政

1 業務の概要

次に掲げる業務の委託

- (1) 業務の名称
県有施設キャッシュレス決済導入業務(県収入分)
- (2) 業務の内容
「3 応募要項等の配布」により配布する仕様書のとおり
- (3) 履行期間
契約締結の日から令和8年3月31日まで

2 参加資格

この手続に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（令和4年山口県告示第179号）に基づく資格審査において、業務種目大分類「06・コンピュータサービス」小分類「01・システムの設計・開発」、大分類「06・コンピュータサービス」小分類「02・システムの保守・維持・運用管理」又は大分類「99・その他」小分類「その他」について業務の委託の特A又はAの等級に格付けされてい

る者であること。

- (4) この手続の開始の日から令和7年4月18日(金)までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。
- (5) 本公募は1事業者による単独提案に加え、複数で構成される事業者の参加(共同提案)も、次の要件を満たす場合に限り認める。
 - ア 共同提案を行う事業者(以下「構成事業者」という。)のうち、1者を代表事業者に定め、県への質疑や書類提出等は代表事業者が行うこと。
 - イ 構成事業者全てが、法人格を有していること。
 - ウ 構成事業者全てが、上記(1)～(4)の参加資格を満たしていること。
 - エ 構成事業者全てが、単独又は他の共同提案の構成事業者として、本委託業務の調達に参加していないこと。

3 応募要項等の配布

令和7年4月1日(火)午前9時から同月9日(水)午後5時まで、山口県総合企画部デジタル推進局デジタル・ガバメント推進課のホームページに掲載するのでダウンロードすること。

URL <https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/33/295467.html>

「県有施設キャッシュレス決済導入業務(県収入分)業務に係る公募型プロポーザルの実施について」

4 参加表明書の提出方法、提出先及び提出期限

(1) 提出方法

電子メールによること。なお、送信後に必ず電話で受信の確認を行うこと。

(2) 提出先

山口県総合企画部デジタル推進局デジタル・ガバメント推進課行政DX推進班

(3) 提出期限

令和7年4月9日(水)午後5時まで(必着)

5 応募書類の提出方法、提出先及び提出期限

(1) 提出方法

電子メールによること。なお、送信後に必ず電話で受信の確認を行うこと。

(2) 提出先

山口県総合企画部デジタル推進局デジタル・ガバメント推進課行政DX推進班

(3) 提出期限

令和7年4月18日（金）午後5時まで（必着）

6 審査

審査は、県有施設キャッシュレス決済導入業務（県収入分）業務審査委員会において、審査基準に基づき実施する。

7 その他

- (1) この手続の開始後に、2(3)に掲げる資格審査の申請をする場合は、令和7年4月9日（水）午後5時までに山口県会計管理局会計課に申請書を提出すること。
- (2) この手続に参加した者が業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けることとなった場合は、審査の対象とせず、又は契約の締結を行わないことがある。
- (3) 詳細については、山口県総合企画部デジタル推進局デジタル・ガバメント推進課行政DX推進班（電話 083-933-1327）に問い合わせること。